

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則……………

（保健医療局保健政策部保健政策課）…

○歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則……………

（保健医療局医療政策部医療人材課）…

○東京都会計事務規則の一部を改正する規則……………

（会計管理局管理部会計企画課）…

告示

○公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例による移転資金貸付金償還金の収納委託……………

（都市整備局市街地整備部管理課）…

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………

（環境局環境改善部化学物質対策課）…

○液化石油ガス販売事業者の認定……………

（環境局環境改善部環境保安課）…

告示（選）

○政治団体の届出……………

五

○政治団体の届出事項の異動の届出……………

七

○政治団体の解散の届出……………

二

○資金管理団体の指定の届出……………

三

○資金管理団体の届出事項の異動の届出……………

三

○資金管理団体でなくなった旨の届出……………

四

○葛飾区議会議員選挙における選挙の効力に関する審査申立てについての裁決……………

五

正誤

○令和六年十二月十六日付東京都選挙管理委員会告示第二百七号……………三

規則

東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年九月十八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四百三十三号

東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則

東京都保健所長委任規則（昭和五十年東京都規則第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第三十九号中「という。」の下に「及び歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号。以下この号において「省令」という。）を加え、同号に次のように加える。

ハ 省令第十三条第三項の規定による通知

附 則

1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この規則による改正後の東京都保健所長委任規則第一条第三十九号の規定は、施行日から令和八年九月三十日までの間にあっては、同号中「歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号。以下この号において「省令」という。）とあるのは「歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（令和八年厚生労働省令第六十三号。以下この号において「省令」という。）と、同号ハの規定中「省令第十三条第三項の規定による通知」とあるのは「省令附則第三条の規定による歯科技工所番号の通知」と読み替えて、適用する。

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年九月十八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四百四十四号

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

歯科技工士法施行細則（昭和三十一年東京都規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 規則第十三条第三項の歯科技工所番号

第九条の次に次の一条を加える。

（歯科技工所番号の通知）

第十条 規則第十三条第三項の規定による通知は、別記第六号様式により行うものとする。

別記第五号様式の二の次に次の一様式を加える。

第6号様式（第10条関係）

住所	第	号
氏名	年	月
	日	

保健所長

歯科技工所番号通知書

歯科技工士法施行規則（昭和30年厚生省令第23号）第13条第3項の規定により、下記のとおり歯科技工所番号を通知する。

記

1 歯科技工所の名称及び所在地

2 歯科技工所番号

附 則

- 1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 保健所長は、歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（令和八年厚生労働省令第六十三号）附則第三条の規定による通知を行う場合にあっては、この規則による改正後の歯科技工士法施行細則第九条第二項第七号の規定の例により記録するとともに、同規則第十条の規定の例により通知するものとする。

東京都会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年九月十八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四百十五号

東京都会計事務規則の一部を改正する規則

東京都会計事務規則（昭和三十九年東京都規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の二第一項中「又は公金収納取扱店」を、「公金収納取扱店又は地方税共同機構」に改める。

別記第七号様式内表中

年度	会計	領収日付印
納付内容 (科目)		
主管課名	電話 (内線)	
納入者		様

を

領収日付印

に

改め、同様式表備考中6を7とし、5を6とし、4の次に次のように加える。

- 5 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の7の規定に基づく地方税共同機構による特定収納事務に関する記載を加えることができる。

別記第七号様式内表中「東京都公金収納取扱店」や「東京都公金収納取扱店 地方税統一二次元コード対応金

同機構」に改める。

別記第八号様式内表中

年度	会計	領収日付印
納付内容 (科目)		
主管課名	電話 (内線)	
納入者		様

を

年度	會計			領収日付印
納付内容 (科目)				
主管課名	電話	(内線)		
納入者				様

に

改め、同様式(表)備考中6を7とし、5を6とし、4の次に次のように加える。

5 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の7の規定に基づく地方税共同機構による特定収納事務に関する記載を加えることができる。

別記第八号様式丙(裏)中「東京都公金収納取扱店」を「東京都公金収納取扱店」に改定した。

に改める。

融機関]

附
則

1 この規則は、令和八年九月二十四日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都会計事務規則別記第七号様式丙及び第八号様式丙による用紙で、現に残存するものは、令和十年三月三十一日までなお使用することができる。

告
示

●東京都告示第九百七十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年九月十八日

東京都知事 小池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

弁護士法人ブレインハート法律事務所

千代田区丸の内三丁目四番一 号新国際ビル四階

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例（昭和四十八年東京都条例第四十五号）に

規定する移転資金貸付金償還金の収納

三 指定日

令和八年九月八日

四 委託日

令和八年九月八日

●東京都告示第九百七十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和七年東京都告示第九百九十三号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年九月十八日

東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（板橋区坂下三丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」とい

第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 カドミウ

ム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及び

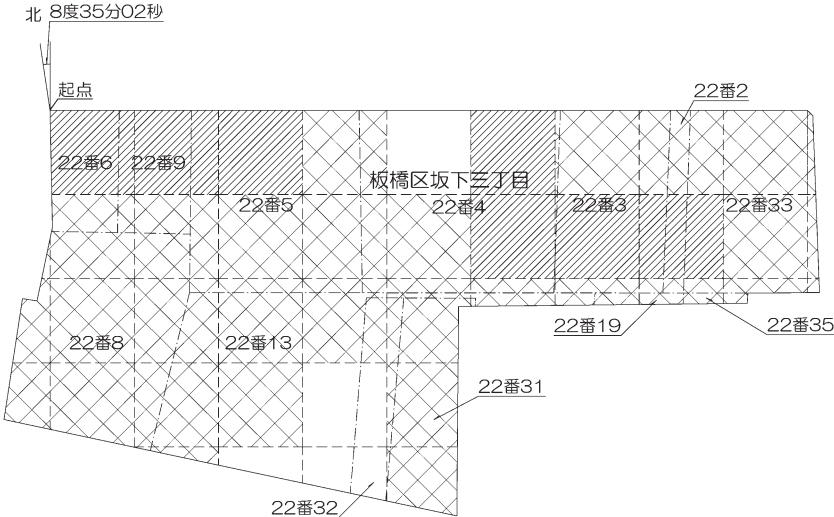
その化合物並びにふつ素及びその化合物

三 規則第三十二條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びそ

の化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【格子の回転角度
（8度35分02秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、
東西方向及び南北方向に引いた線並びに
これらと平行して10m間隔で引いた線に
より構成されている格子を、起点を中心
として、右回りに回転させた角度を示す。

【起点】

起点は、板橋区坂下三丁目22番6の最北端とする。

【凡 例】

	敷地境界
	筆境界
	単位区画
	形質変更時要届出区域 (令和7年東京都告示第993号により指定した区域)
	指定を解除する区域

●東京都告示第九百七十九号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の六第一項の規定に基づき液化石油ガス販売事業者の認定をしたので、同法第八十八条第二項第一号の規定により、次のように告示する。

令和八年九月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 液化石油ガス販売事業者の名称及び代表者の氏名

株式会社エスケーエナジー東京

代表取締役 野田 佳裕

二 所在地

港区浜松町二丁目三番一号日本生命浜松町クレアタワー

1

三 認定の内容

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第四十六条第一号に掲げる基準による認定

告 示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第百十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項（同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和八年九月十八日

1 政党の支部

(1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類 (第1号)
自由民主党東京都衆議院比例区第二支部	辻 由布子	安西 直紀	世田谷区北沢2-7-2	R8. 5. 25	○	衆議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
自由民主党東京都中野区第三十七支部	伊藤 紗百合	鬼塚 直子	中野区中央3-30-13	R8. 5. 19	○

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
青梅環境フォーラム	石 和美	石 和美	青梅市今寺4-17-27	R8. 5. 19
片桐ちあき後援会	片桐 千秋	片桐 美穂	豊島区高田1-4-1	R8. 5. 7
くまがい茂典後援会	熊谷 茂典	熊谷 忠孝	八王子市川町244-119	R8. 5. 21
憲法を生かす江東をつくる会	野崎 哲	千葉 雄也	江東区扇橋1-21-5	R8. 5. 15
琴尾みさと後援会	琴尾 みさと	琴尾 みさと	港区芝公園1-5-25	R8. 5. 18
子どもの未来を守る会	大森 大	山田 アキ菜	板橋区大山東町24-15	R8. 5. 21
この場所にこだわる会	石濱 隆	伊藤 浩孝	文京区大塚3-9-1	R8. 5. 18
狛江のみらいを創る会	奥村 光貴	甲口 信明	狛江市東和泉1-34-26	R8. 5. 19
こもれび狛江市民の会	周東 三和子	林 健彦	狛江市中和泉2-6-12	R8. 5. 20
さいとう渉後援会	齋藤 渉	齋藤 渉	練馬区練馬1-20-8	R8. 5. 14
柴崎町から立川市の未来を考える会	石川 博之	佐々木 陽子	立川市柴崎町2-12-19	R8. 5. 29
新時代調布新しい風の会	西田 伸一	板橋 圭子	調布市布田1-43-2	R8. 5. 25
生活向上委員会	関口 恵美	関口 恵美	あきる野市秋留1-9-2	R8. 5. 18
世界一の都市・東京を実現する会	羽鳥 裕介	羽鳥 裕介	世田谷区南島山6-38-10	R8. 5. 1

高沢かずなり後援会	高澤 一成	高澤 峰光	あきる野市山田 5 0 8 - 4	R8. 5. 1
日本国力強靱化推進機構	永井 敏勝	永井 敏勝	新宿区北新宿 4 - 2 0 - 1 2	R8. 5. 13
練馬の未来を創る会	大津 綾香	大津 綾香	練馬区小竹町 2 - 5 5 - 2	R8. 5. 7
野崎哲と仲間たちの会	野崎 哲	千葉 雄也	江東区扇橋 1 - 2 1 - 5	R8. 5. 15
八王子商工連盟	樫崎 博	下田 直啓	八王子市大横町 1 1 - 1	R8. 5. 19
未来に希望がもてるまちをつくる会	坂本 恵一	臼井 佳代子	あきる野市秋留 2 - 7 - 1	R8. 5. 26
みんなでつくる杉並	内田 聖子	田淵 幸一郎	杉並区上荻 3 - 3 - 2	R8. 5. 8
向井よしかと青空会議	向井 温夏	日丸 瑞恵	杉並区阿佐谷南 1 - 1 5 - 6	R8. 5. 1

●東京都選挙管理委員会告示第百十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七
条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出が
あったので、同法第七条の二第一項の規定により、次の
とおり公表する。

令和八年九月十八日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党葛飾総支部	北口 剛士	会計責任者の氏名	岩田 義一	細木 誠	R8. 5. 22
公明党中野総支部	久保 里香	主たる事務所の所在地	中野区中野 3-22-12	中野区東中野 4-30-16	R8. 4. 24
国民民主党東京都総支部連合会	森 洋介	代表者の氏名	森 洋介	川合 孝典	R8. 5. 1
参政党東京第1支部	廣橋 久美子	代表者の氏名	廣橋 久美子	高城 順	R8. 5. 20
		会計責任者の氏名	黒田 律子	廣橋 久美子	R8. 5. 20
参政党東京第2支部	寺山 正悟	代表者の氏名	寺山 正悟	黒原 裕司	R8. 5. 1
		会計責任者の氏名	澁谷 康雄	伊藤 憲秀	R8. 5. 1
参政党東京第7支部	山本 深峰	代表者の氏名	山本 深峰	宝辺 建太郎	R8. 5. 27
		会計責任者の氏名	中川 有希子	里澤 大二	R8. 5. 27
参政党東京第8支部	畑中 洋二	代表者の氏名	畑中 洋二	永井 漢	R8. 5. 8
参政党東京第9支部	橋本 奈美	代表者の氏名	橋本 奈美	百川 一郎	R8. 5. 19
		会計責任者の氏名	深澤 建臣	橋本 奈美	R8. 5. 19
参政党東京第12支部	小西 賢治	代表者の氏名	小西 賢治	松方 恵美	R8. 5. 11
参政党東京第19支部	尚原 陽子	代表者の氏名	尚原 陽子	仲宗根 美幸	R8. 5. 1
参政党東京第25支部	鈴木 文哉	代表者の氏名	鈴木 文哉	内野 高広	R8. 5. 25
参政党東京第28支部	岡村 秀寿	代表者の氏名	岡村 秀寿	鈴木 賢三	R8. 5. 25
		会計責任者の氏名	石川 留美	岡村 秀寿	R8. 5. 25
自由民主党東京都三多摩総支部	吉野 利明	会計責任者の氏名	篠宮 正明	中村 清治	R8. 5. 26
中道改革連合東京都第19区総支部	末松 義規	会計責任者の氏名	込山 洋	奥村 真弓	R8. 5. 20
立憲民主党東京都総支部連合会	川名 雄児	代表者の氏名	川名 雄児	齊藤 連舫	R8. 5. 15
立憲民主党東京都第12区総支部	竹井 庸子	会計責任者の氏名	花見 隆	赤江 奈都	R8. 5. 26

れいわ新選組参議院東京都 総支部	山本 太郎	国会議員関係 政治団体の区 分	国会議員関係政治団体以外の 政治団体	法第十九条の七第一項第一号 に係る国会議員関係政治団体	R8. 1. 22
---------------------	-------	-----------------------	-----------------------	--------------------------------	-----------

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
青木のぶえ後援会	須藤 延恵	主たる事務所の所在地	北区滝野川 2-1 4-1 2	北区東十条 3-1 3-2 3	R8. 5. 10
あなたと創る明日の中野の会	酒井 直人	会計責任者の氏名	内山 翔人	菊地 亮太	R8. 5. 7
井関源二後援会	井関 源二	会計責任者の氏名	井関 源二	井関 源太	R8. 5. 7
岩崎けいたろう後援会	岩崎 啓太郎	会計責任者の氏名	岩崎 啓太郎	山本 舞	R8. 5. 5
奥村こうき後援会	奥村 光貴	政治団体の名称	奥村こうき後援会	東京の島	R8. 5. 19
		主たる事務所の所在地	狛江市東和泉 1-3 4-2 6	八丈島八丈町中之郷 2 5 0 7	R8. 5. 19
		会計責任者の氏名	甲口 信明	高橋 晃雄	R8. 5. 19
小野田紀美政経フォーラム	小野田 紀美	主たる事務所の所在地	岡山県岡山市北区西古松 2-2 2 7	千代田区永田町 2-1-1	R8. 1. 1
京友会	其田 寿一	代表者の氏名	其田 寿一	影山 さくら	R8. 5. 25
小島かずよし後援会	小嶋 和芳	会計責任者の氏名	宮崎 弘	村松 芳光	R8. 5. 4
社会民主主義フォーラム世田谷	羽田 圭二	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第三号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	R7. 10. 1
		主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類（第三号）	吉川 元、衆議院議員		
新時代調布 新しい風の会	林 明裕	政治団体の名称	新時代調布 新しい風の会	林明裕をささえる会	R8. 5. 11
鈴木たつし後援会	鈴木 達士	主たる事務所の所在地	葛飾区東新小岩 3-8-5	葛飾区亀有 2-3 3-1	R8. 4. 30
須山たかし後援会	須山 卓知	主たる事務所の所在地	府中市晴見町 1-1 5-3 5	八王子市明神町 3-1 0-6	R7. 7. 31
		国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	R8. 1. 27
		公職の種類（第一号）	衆議院議員		R8. 1. 27
		公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	須山 卓知、衆議院議員		R8. 1. 27

全国介護福祉政治連盟東京	星野 芳博	代表者の氏名	星野 芳博	本間 清郷	R8. 5. 20
高橋剛後援会	高橋 剛	政治団体の名称	高橋剛後援会	都民ファーストの会高橋剛後援会	R8. 1. 1
		主たる事務所の所在地	八王子市明神町2-20-2	八王子市中町3-12	R8. 1. 1
東京都医師政治連盟武蔵野市支部	中嶋 伸	会計責任者の氏名	矢野 直美	鈴木 省悟	R7. 6. 24
東京都宅建政治連盟荒川支部	井田 祐樹	会計責任者の氏名	井田 祐樹	岡安 博	R8. 5. 18
東京都宅建政治連盟大田支部	三野 太郎	代表者の氏名	三野 太郎	飯村 康彦	R8. 5. 27
		会計責任者の氏名	菅原 智伸	三野 太郎	R8. 5. 27
東京都宅建政治連盟北多摩支部	塩月 哲朗	会計責任者の氏名	名古屋 瑞範	溝井 裕之	R8. 5. 19
東京都宅建政治連盟国分寺国立支部	田和 洋太	代表者の氏名	田和 洋太	岡田 俊介	R8. 5. 19
		会計責任者の氏名	渋谷 修一	田和 洋太	R8. 5. 19
東京都宅建政治連盟世田谷支部	深町 美佳子	会計責任者の氏名	山根 一浩	平山 祥子	R8. 5. 27
東京都宅建政治連盟立川支部	菅谷 康久	代表者の氏名	菅谷 康久	宮崎 昭人	R8. 4. 27
東京都宅建政治連盟豊島支部	小池 武次	代表者の氏名	小池 武次	山崎 耕司	R8. 5. 18
		会計責任者の氏名	山崎 耕司	岩崎 崇	R8. 5. 18
東京都宅建政治連盟中野支部	井上 統介	代表者の氏名	井上 統介	石井 弘美	R8. 4. 27
東京都宅建政治連盟八王子支部	横山 瀬如	代表者の氏名	横山 瀬如	平野 実	R8. 5. 21
東京都宅建政治連盟府中稲城支部	渡部 悦行	会計責任者の氏名	榎ヶ埜 俊一	森藤 郁成	R8. 5. 19
東京都宅建政治連盟文京支部	奈良部 年緒	代表者の氏名	奈良部 年緒	井上 慶太	R8. 5. 18
		会計責任者の氏名	荒井 早苗	奈良部 年緒	R8. 5. 18
東京都宅建政治連盟目黒支部	高尾 隆一郎	代表者の氏名	高尾 隆一郎	数度 貴志	R8. 5. 27
		会計責任者の氏名	五井 祐次郎	数度 貴志	R8. 5. 27
日本復活推進機構	井戸 照夫	政治団体の名称	日本復活推進機構	日本産業経済復活強化推進機構	R8. 5. 7
野沢なな後援会	野澤 菜奈	主たる事務所の所在地	豊島区要町1-43-15	練馬区氷川台3-27-4	R8. 4. 1

林あきひろとあすの調布を語る会	林 明裕	政治団体の名称	林あきひろとあすの調布を語る会	新時代調布 新しい風の会	R8. 5. 25
人に優しいまちづくりの会	木津川 迪洽	主たる事務所の所在地	狛江市東和泉 1－1 9－1	狛江市中和泉 3－2－1 5	R8. 5. 5
		代表者の氏名	木津川 迪洽	白井 昇	R8. 5. 5
		会計責任者の氏名	北見 昌士	三角 武久	R8. 5. 5
藤原ろくろう後援会	藤原 緑朗	主たる事務所の所在地	練馬区大泉学園町 7－1 9－1	練馬区谷原 2－1 2－1 0	R7. 4. 15
松本あきひろ応援団	松本 章寛	主たる事務所の所在地	立川市富士見町 6－3 1	立川市富士見町 6－1 7	R7. 12. 1
山本ジョージの会	山本 譲司	会計責任者の氏名	山本 譲司	井筒 高雄	R8. 5. 14

備考 従来、東京都選挙管理委員会に届出がされていた小野田紀美政経フォーラムは、総務大臣に届出すべき政治団体となったものである。

●東京都選挙管理委員会告示第百十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七
七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったの
で、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公
表する。

令和八年九月十八日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党東京都北区第二十九支部	小澤 佳奈子	R8. 4. 30
日本維新の会衆議院東京都第15選挙区支部	音喜多 由梨香	R8. 3. 16
れいわ新選組参議院東京都総支部	山本 太郎	R8. 5. 19

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
新しい町田市政を創る会	吉原 修	R8. 3. 1
石川よしろう後援会	石川 義郎	R8. 4. 30
石原のぶてるを囲む公認会計士の会	丹羽 宏己	R8. 4. 30
越智隆雄を囲む公認会計士の会	毛利 優	R8. 4. 30
かわぐちめぐみ後援会	川口 めぐみ	R8. 4. 30
公民の会	佐々木 国男	R8. 5. 1
小平をもっとよくする会	田中 信明	R8. 3. 10
社会民主主義フォーラム世田谷	羽田 圭二	R7. 12. 31
政経研究会	高木 陽介	R8. 5. 3
中村けいこ後援会	中村 慶子	R8. 5. 25
むさしの応援隊	大原 征治	R8. 5. 14
藪原太郎後援会	藪原 太郎	R8. 5. 14
やぶはら太郎を応援する会	藪原 太郎	R8. 5. 14
吉原修連合後援会	吉原 修	R8. 3. 1

●東京都選挙管理委員会告示第百十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和八年九月十八日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
石濱 隆	区議会議員	この場所にこだわる会	文京区大塚 3－9－1	R8. 5. 12
大和田 伸	区長	アップデート杉並	杉並区梅里 1－16－4	R8. 4. 20
片桐 千秋	区議会議員	片桐ちあき後援会	豊島区高田 1－4－1	R8. 5. 1
齋藤 涉	区議会議員	さいとう渉後援会	練馬区練馬 1－20－8	R8. 5. 8
須藤 延恵	区議会議員	青木のぶえ後援会	北区東十条 3－13－23	R8. 4. 1
向井 温夏	区議会議員	向井よしかと青空会議	杉並区阿佐谷南 1－15－6	R8. 5. 1

●東京都選挙管理委員会告示第百十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和八年九月十八日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
大竹 小夜子	大竹さよこ後援会	公職の種類	都議会議員	区議会議員	R7. 6. 13
小野田 紀美	小野田紀美政経フォーラム	主たる事務所の所在地	岡山県岡山市北区西古松2-2-27	千代田区永田町2-1-1	R8. 1. 1
須藤 延恵	青木のぶえ後援会	主たる事務所の所在地	北区滝野川2-14-12	北区東十条3-13-23	R8. 5. 10
須山 卓知	須山たかし後援会	主たる事務所の所在地	府中市晴見町1-15-35	八王子市明神町3-10-6	R7. 7. 31
		公職の種類	衆議院議員	都議会議員	R8. 1. 27
高橋 剛	高橋剛後援会	政治団体の名称	高橋剛後援会	都民ファーストの会高橋剛後援会	R8. 1. 1
		主たる事務所の所在地	八王子市明神町2-20-2	八王子市中町3-12	R8. 1. 1
野澤 菜奈	野沢なな後援会	主たる事務所の所在地	豊島区要町1-43-15	練馬区氷川台3-27-4	R8. 4. 1
林 明裕	新時代調布 新しい風の会	公職の種類	市長	都議会議員	R8. 5. 11
		政治団体の名称	新時代調布 新しい風の会	林明裕をささえる会	R8. 5. 11
	林あきひろとあすの調布を語る会	政治団体の名称	林あきひろとあすの調布を語る会	新時代調布 新しい風の会	R8. 5. 25

●東京都選挙管理委員会告示第百十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和八年九月十八日

東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名		資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日		
石川	義郎	石川よしろう後援会	R8.	4.	30
磯山	亮	磯山亮後援会	R7.	7.	23
川口	めぐみ	かわぐちめぐみ後援会	R8.	4.	30
中村	慶子	中村けいこ後援会	R8.	5.	25
藪原	太郎	藪原太郎後援会	R8.	5.	14
吉原	修	吉原修連合後援会	R8.	3.	1

●東京都選挙管理委員会告示第百二十号

令和七年十一月九日執行の葛飾区議会議員選挙における選挙の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十五条の規定により告示する。

令和八年九月十八日

東京都選挙管理委員会

裁 決 書

審査申立人 平野 五月

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和8年1月16日に提起された、令和7年11月9日執行の葛飾区議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は審理し、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てのうち、本件選挙の有効投票、無効投票、投票用紙の残紙及び無効投票に関連して葛飾区選挙管理委員会が作成した資料の開示を求める申立てを却下し、その余の申立てを棄却する。

審 査 の 申 立 て の 要 旨

1 審査の申立ての趣旨

本件審査の申立ての趣旨は、申立人が本件選挙における選挙の効力に関し不服があるとして、令和7年11月20日に葛飾区選挙管理委員会（以下「区委員会」という。）に対し、異議の申出（以下「本件異議申出」という。）をしたところ、区委員会は、同年12月25日、本件異議申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をしたため、原決定を取り消し、本件選挙の効力を無効とする裁決及び本件選挙の有効投票、無効投票、投票用紙の残紙及び無効投票に関連して区委員会が作成した資料の開示を求めるものと

解される。

2 審査の申立ての理由

申立人の本件審査の申立ての理由は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 開票立会人の選任に疑義がある。

令和7年11月6日に、本件選挙の開票の立会人を決定するくじ引きが実施された。当該くじ引きの手順としては、第一に同じ党から3名以上の立会人希望者がいる場合はそれを2名に絞るためのもの、第二に本件選挙開票の立会人10名を決定するためのものを経てなされるはずであった（開票立会人のくじの執行に関する規程 昭和45年7月28日 告示選第44号（平成29年6月6日施行））。

ところが、本件選挙の開票立会人選任に際しては候補者の立候補の順番に1から27までの番号を付したのち、くじを引くという過程を経ずに当選者が発表されるに至った。申立人は、区委員会委員長（以下「区委員長」という。）が当選者の発表の際に「かわごえ落ちたな」という発言をしたのを耳にしているが、くじを引く過程を経ずして当落が決定していたことについて疑問を抱いている。

区委員会による原決定においては、「落ちたな」という発言は確認できていないとしているが、当時の現場において録音等の資料が残っているのであれば開示の上、再度確認をされたい。

また、「何番のくじが立会人なるための当たりであるかの旨の説明がなかった」という点について原決定は、「くじは届出順に選挙長が引き、くじ番号を読み上げ、それを選挙立会人決定記録に記載して、くじ終了後決定者を読み上げ、決定したものととして適正に行われたとしているが、当選のくじがどれであるのかあらかじめ明らかにしない中で恣意的に選ばれた可能性を問題にしているのであって、原決定は十分な説明になっていない。改めて当たりのくじをあらかじめ公表しなかったという瑕疵について検討する必要がある。

(2) 開票の経緯に疑義がある。

申立人は、本件選挙の開票の見学を行った。本件選挙については令和7年11月9日の22時以降30分ごとに開票速報が発表されていたが、開票速報の内容に関係なく、作業台に票がある限り開票者は開票作業を継続

<p>していた。</p> <p>開票速報は２２時以降３０分ごとに更新されており、開票開始から翌１時までにかけて１４万２０００票の開票がなされているにもかかわらず、その後３時４１分の最終更新時までにかけて１万８６５枚の開票がなされたことについては時間がかかりすぎている。この間に同名の者に対する按分や無効票に関する検討が行われていたものと考えられる。当該按分の割合や計算方法についても公表されているものではない。</p> <p>２２時から翌１時までの開票速報においては無効票の数が発表されていなかったにもかかわらず、その後３時４１分の最終更新に至るまでの間で２７８７票もの無効票が出ているが、これらの無効票がどのような過程を経て無効票とされたのか、上述したような不透明な開票立会人の選考過程から疑義を抱かざるを得ない。</p> <p>以上により、有効票と按分処理有効票との査読及び按分処理有効票と無効票の査読における形式的平等と実質平等が担保されていないことから、本件選挙は無効であり、改めて有効投票、無効投票及び投票用紙の残紙の開票を求める。</p> <p>この点について原決定は、開票参観人が補助的参加に留まる点を強調し、開票立会人が監視を担うという点から開票の公正さを直ちに否定できないとしているが、上述したような選任過程に瑕疵がある審査を経た開票立会人が参加しているということが問題なのであり、開票の公正さに疑問をさしはさむ余地があるという点を改めて審査すべき事案である。</p> <p>さらに、開票の時間について過去も多くの時間を要しているという点を強調して開票が適正に行われていない理由にならないとしているが、多くの時間を要している理由を明らかにしないことには回答にならない。</p> <p>無効票についても選挙立会人に選任された１０名が開票に立ち会い、選挙長とともに投票の点検を行ったという点については、上述したような選任過程に瑕疵がある以上、公正に開票作業がなされているかについては、無効票とされた票にかかる資料を開示した上で、再度検証を行う必要がある事案である。</p> <p>裁 決 の 理 由</p> <p>当委員会は、令和８年１月１６日に提起された本件審査の申立ての形式的要</p>	<p>件を審査したところ、形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理した。本件審査の申立てに伴い、同年２月２６日に区委員会から弁明書及び関係資料の提出を受けたため、同月２７日、申立人に対して反論書の提出を促す文書を送付し、申立人から同年３月１１日に反論書の提出がなされた。同年６月１５日に申立人から口頭意見陳述申立書の提出を受け、同月１８日に実施することとなったが、当日申立代理人が別日での開催を希望し中止となった。その後、改めて口頭意見陳述の実施に関し連絡がなかったため、同年７月２２日に口頭意見陳述の実施の意向について確認する文書を送付したが、申立人は回答期限とした同月２９日までに実施の意向を示さなかった。</p> <p>また、同年８月７日までに意見を文書で送付した場合は、口頭意見陳述と同様に取り扱う旨を伝えていたが、申立人からの提出はなかった。</p> <p>当委員会はそれらの内容を慎重かつ厳正に審理した。</p> <p>その結果は以下のとおりである。</p> <p>第１ 本件審査の申立てに至るまでの経緯</p> <p>１ 令和７年１１月２日、本件選挙告示</p> <p>２ 同月６日、選挙立会人の届出期限。期限までに２７人の届出があったため、選挙立会人を決定するくじを実施した。</p> <p>３ 同月９日、本件選挙期日</p> <p>４ 同月２０日、本件異議申出が提起され、区委員会はこれを受理した。</p> <p>５ １２月２５日、区委員会は本件異議申出を棄却する原決定をし、同日、決定書を申立人に郵送するとともに、その内容を公職選挙法（昭和２５年法律第１００号。以下「法」という。）第２１５条の規定に基づき、同日告示した。</p> <p>同決定書は、翌日に申立人に到達した。</p> <p>６ 令和８年１月１６日、申立人は原決定を不服とし、本件審査の申立てを提起し、当委員会はこれを受理した。</p> <p>第２ 申立人の主張及び区委員会の弁明に対する当委員会の判断</p> <p>１ 申立人の主張</p> <p>上記「審査の申立ての要旨」のとおりである。</p> <p>２ 区委員会の弁明書の内容</p> <p>申立人の主張に対する区委員会の弁明は、おおむね次のとおりであると</p>
--	--

認められる。

(1) 申立人の「審査申立の理由」の主張は、次の理由から、原決定の取消しを求めるものである。申立人は、開票立会人の選任、開票の経緯に疑義があることと主張するが、本件選挙においては、開票事務が次のように法の規定に基づき適正に執行されていることが、選挙録等により確認できる。

ア 開票立会人の選任に疑義があることについて

本件選挙の立会人選任において、立会人となるべき者の届出期限である令和7年11月6日までに27人の届出があったため、同日、くじにより10人を定めたが、このうち同一の政党に属する者が3人以上いなかったことから、10人の立会人を選任したものである。

また、くじは届出順に選挙長がひき、くじ番号を読み上げ、それを選挙立会人受付簿兼決定記録に記載して、くじ終了後決定者を読み上げ、決定したものであり、くじは適正に行われたものであることに変わりはない。

さらに、申立人が耳にした「落ちたな」との発言であるが、録音の記録は残っていないため、選挙長に確認したところ発言の事実はないこと、また選挙立会人選定くじの場に申立人は出席をしていないことから、申立人の主張には疑念が生じる。

イ 参観人について

申立人が開票の見学を行ったと発言しているが、参観人受付での記録上、申立人の受付表を確認できなかった。ただ、受付表は23時までのものであることから、それ以後に参観人として見学をしている場合に関しては、把握できていないものであるが、申立人の主張に疑念が生じる。

また、申立人が「開票立会人の選任過程に瑕疵があるものたちが参加していることが問題であり公正さに疑問が生じる」と発言しているが、上述のとおり、立会人の選任手続に瑕疵はなく適正に行われていることから、改めて審査する必要はない。

ウ 開票の経緯に疑義があることについて

申立人は按分票の割合や計算方法について公表されていないことを主張するが、そもそも按分割合は、法第68条の2第4項において、候補者の有効投票数に応じて按分し、加えることと規定されているた

め、改めて区委員会が公表するものではない。

さらに、無効票の処理も適正に選任された立会人10人が開票に立ち会い、選挙長とともに投票の点検を行っていることから、再度票の開示をするものとはならない。

第3 当委員会の判断

1 選挙の効力を争う争訟において選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、その選挙が「選挙の規定に違反すること」があり、かつ、その規定違反のために「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られている。

この「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。」（最高裁判所昭和61年2月18日判決）とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その選挙の管理執行手續きに関する規定違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいう。」（最高裁判所昭和29年9月24日判決、最高裁判所昭和51年9月30日判決）とされている。

2 以上の観点から、申立人の主張する本件審査の申立ての理由について、選挙が無効とされる場合に該当するか否か順次検討する。

(1) 申立ての理由(1)について

申立人は、開票立会人の選任に疑義がある旨を主張している。

しかし、葛飾区選挙執行規程（令和2年葛飾区選挙管理委員会告示第2号）第47条第1項の規定により、葛飾区議会議員選挙における開票事務は、選挙会場において、選挙会の事務に併せて行うものとされており、本件選挙において選任された立会人は、開票立会人ではなく、選挙立会人である。

その上で、選挙立会人の選任過程において、本件選挙の選挙長（以下「選挙長」という。）が「選挙の規定に違反」しているかどうか検討する。

申立人は、くじ引きの手順として、第一に同じ党から3名以上の立会人希望者がいる場合はそれを2名に絞るためのもの、第二に本件選挙開票の立会人10名を決定するためのものを経てなされるはずであった旨を主張する。

しかし、くじの順序は、まず、法第76条において準用する第62条第2項の規定によるくじ（届出のあった者が10人を超える場合に、その中から10人を決めるためのくじ）を行い、次に、同条第4項の規定によるくじ（同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る立会人となるべき者が3人以上あるときに、その中から2人を決めるくじ）を行うべきである（昭和25年12月28日実例）と解されている。本件選挙の選挙立会人受付簿兼決定記録によると、27名の候補者から選挙立会人の届出があったため、選挙長は同条第2項の規定によるくじを行い、くじ番号が1から10までの者を当選としていたことが確認できた。そして、当該当選となった10人を届け出た候補者の党派の内訳は、「公明党」が2人、「葛飾・生活者ネットワーク」が1人、「日本維新の会」が1人、「日本共産党」が2人、「自由民主党」が1人、「無所属」が3人であった。よって、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る立会人が3人以上いないため、選挙長は同条4項の規定によるくじを行う必要はなく、当該10人を選挙立会人に決定している。この点について、選挙長が選挙の規定に違反している点は見当たらない。

また、申立人は、当選のくじがどれであるのかあらかじめ明らかにしない中で恣意的に選挙立会人が選ばれた可能性を主張しているが、同条第2項の規定による10人を選定するくじにおいて、選挙長がくじ番号1から10までの者を当選としている点について、恣意的な運用とはいえないものと判断する。よって、この点についても、選挙長が選挙の規定に違反している点は見当たらない。

なお、申立人は、くじの根拠として「開票立会人のくじの執行に関する規程 昭和45年7月28日 告示選第44号（平成29年6月6日施行）」を挙げているが、当委員会が調べたところ、岐阜県岐阜市の規程であり、本件選挙とは無関係である。

さらに、申立人が当選者の発表の際に区委員長の「落ちたな」という発言をしたのを耳にしているとの主張については、区委員会に録音デー

タはないところであるが、区委員長自身が発言した事実がないと述べているとともに、そもそも申立人が選挙立会人選定くじの場に出席していた事実もないことから、当該状況においては申立人の主張を裏付ける客観的な根拠がなく、合理的に認められない。

(2) 申立ての理由(2)について

申立人は、本件選挙における開票の経緯に種々の疑義がある旨を主張している。

しかし、申立人の主張は、選挙立会人の選任過程に瑕疵があることが前提となっているものと思慮するところであるが、第32(1)で述べたとおり、選挙立会人の選任過程について区委員会が選挙の規定に違反している点はないのであるから、申立人の主張は採用することはできない。

また、申立人は、開票開始から翌1時までにかけて14万2000票の開票がなされているにもかかわらず、その後3時41分の最終更新時までにかけて1万865枚の開票がなされたことについては時間がかかりすぎているとし、この間に同名の者に対する按分や無効票に関する検討が行われていたものと考えられるが、当該按分の割合や計算方法について公表されていない点に疑義がある旨を主張している。

しかし、法第68条の2第1項の規定により、同一氏名、氏又は名の公職の候補者が2人以上ある場合において、その氏名、氏又は名のみを記載した投票は有効とされ、それらの票については、同条第4項において当該候補者のその他の有効投票数に応じて按分し、加えられるものと規定されている。そして、同法において、開票事務を執り行う区市町村選挙管理委員会に対して按分割合や計算方法について公表することを義務付ける規定はない。なお、本件選挙の選挙録において、按分した票数及び各候補者における按分割合が記載され、選挙長及び適正に選任された選挙立会人10人が、その記載について真正であることを確認して、署名している。

また、申立人は、開票速報において、翌1時まで無効票数が発表されていないにもかかわらず、最終更新時に2787票が無効票とされていることから、これらの投票がどのような過程を経て無効票とされたのかについて疑義がある旨を主張している。

<p>しかし、法第79条第1項及び第3項並びに第67条の規定により、選挙長は、選挙立会人の立会いの下で投票を点検し、その意見を聴いて投票の効力を決定するものとされている。本件選挙の選挙録によれば、選挙長は、適正に選任された選挙立会人10人の立会いの下、投票の点検を行い、その意見を聴いて投票の効力を決定しており、選挙録には無効投票数が記載され、選挙長及び選挙立会人が、その記載について真正であることを確認して署名していることが認められる。開票速報において無効票数が途中まで発表されていなかったことや、開票に一定の時間を要したことのみに基づいて、無効票の判定手続が不適正であったと認めることはできず、ほかに当該判定手続が選挙の規定に違反して行われたことをうかがわせる具体的な事実又は資料は確認できない。したがって、この点についても、区委員会が選挙の規定に違反しているとは認められない。</p> <p>その他本件選挙の開票作業において、区委員会が選挙の規定に違反している点は見当たらないから、選挙無効の理由にはならない。</p> <p>また、申立人は、本件選挙の有効投票、無効投票、投票用紙の残紙及び無効投票に関連して区委員会が作成した資料の開示を求めている。</p> <p>この点について、法は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙における選挙の効力及び当選の効力について、不服のある選挙人又は公職の候補者に選挙管理委員会に対する異議の申出及び審査の申立て並びに高等裁判所に対する訴訟による争訟を認めている（法第202条、第203条、第206条及び第207条）が、選挙の効力及び当選の効力を争う以外の争訟は認めていない。</p> <p>したがって、本件審査の申立てのうち、本件選挙の有効投票、無効投票、投票用紙の残紙及び無効投票に関連して区委員会が作成した資料の開示を求めることは、法に規定のない不適法なものであるから、当委員会の審査の対象にならないものである。</p> <p>第4 審理の結果</p> <p>以上のとおり本件審査の申立てのうち、本件選挙の有効投票、無効投票、投票用紙の残紙及び無効投票に関連して区委員会が作成した資料の開示を求める申立ては、法に規定のない不適法な審査の申立てであるから、法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68</p>	<p>号）第45条第1項の規定により、却下し、その他の申立ては、本件選挙における選挙を無効とする事由は認められず、原決定を取り消す理由はないから、法第216条第2項において準用する行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却することとして、当委員会は、主文のとおり裁決する。</p> <p>令和8年9月9日</p> <p>東京都選挙管理委員会 委員長 澤 野 正 明</p> <p>法第203条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。</p>
--	---

正 誤

○令和六年十二月十六日付東京都選挙管理委員会告示第二百七号

二ページ下段の表中「須藤 延恵」を「須藤 延恵」に訂正する。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
七〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

